

平成29年度第13回市営保育所移管先選定部会 摘録

日 時：平成30年2月6日（水）午後6時30分頃から午後7時50分頃まで

場 所：キャンパスプラザ京都 ホール

出席委員：安保千秋，岡美智子，鎌田高雄，川北典子，高田光雄，土江田雅史，
菱田不二三，安井雅子（敬称略：五十音順）

1 事務局からの説明

【中澤保育内容向上課長】

ただ今から，平成29年度第13回市営保育所移管先選定部会を始めさせていただきます。皆様方におかれましては，大変御多忙のところ御出席を賜り誠にありがとうございます。

私は本日司会を務めさせていただく幼保総合支援室保育内容向上課長の中澤と申します。よろしくお願いいたします。

会議の開催に先立ちまして，携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただきますよう御協力をお願いいたします。また，会議の秩序を乱し，又は妨害となるような行為が認められた場合は，京都市子ども・子育て会議運営要綱第6条に基づき，退場を命じることがありますので，あらかじめ御了承願います。

本日の会議につきましては，市民の皆様には議論の内容を広くお知らせいたしますため，京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしておりますので，あらかじめ御了承いただきますようよろしくお願いいたします。また，本部会は委員数8名のところ，8名全委員に御出席いただいておりますので，本部会が成立していますことを御報告させていただきます。

続きまして，本日の資料の御確認をお願いいたします。1点目が『市営保育所の民間移管に関する意向調査結果の概要』，2点目が『崇仁保育所における保護者説明会の概要』，3点目が『京都市崇仁保育所の民間移管に係る職員派遣に関する意見』，4点目が『崇仁保育所移管先法人募集要項（案）』となります。不足等はございませんでしょうか。

それでは，ここからは安保部会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。安保部会長，よろしくお願いいたします。

【安保部会長】

以後，私の方で進行させていただきます。御協力をよろしくお願いいたします。

まず，本日の選定部会につきましては，当初，崇仁保育所保護者との意見交換を予定しておりましたが，保護者の方々と委員の方々の日程調整の結果，意見交換は次回の2月20日の選定部会において実施することとし，本日は，意向調査結果や保護者説明会の概要の説明を受けたうえで，募集要項案について審議を進めてまいりたいと思

います。

まず、「市営保育所の民間移管に関する意向調査結果の概要」について事務局から報告をお願いいたします。

【村上公営保育所課長】

事務局から意向調査結果につきまして御説明させていただきます。資料1を御覧ください。

市営保育所の民間移管に関する意向調査については、1月4日から23日まで、市内の民間保育園、認定こども園、私立幼稚園を対象として、崇仁保育所の移転及び民間移管に係る意向調査を実施いたしました。

まず、「1 回答状況」を御覧ください。「(1) 崇仁保育所の移管を受ける意向」の質問におきまして、「移管を受けることを検討したい」との回答が1箇所、「関心があり、詳しい話を聞きたい」との回答が5箇所ございました。「(2) 平成32年4月以前の移転及び民間移管」の質問におきましては、「対応できる」という回答が2件、「対応できない」という回答が3件、未回答が1件でございました。なお、「対応できる」という2件の回答のうち、対応可能時期はそれぞれ平成31年10月、平成31年11月と回答していただいております。

次に、「2 移管に関して知りたい点」としては、完全な移管完了、これは法人の職員のみでの運営になる時期という意味かと思われませんが、その時期、また、認定こども園としての運営について御質問がありました。回答については記載のとおり、現在の案では、移管日の前日に在所している児童が卒所するまでの期間、当該児童が在籍するクラスについては、市の保育士を派遣することとしておりますので、原則として平成37年度となりますが、現在、市営保育所移管先選定部会において、本市職員の派遣期間等について審議していただいております。今後、期間等が変更となる可能性があります。説明は以上でございます。

【安保部会長】

ただいまの報告について、御質問はございませんか。

【土江田委員】

回答状況の(2)について、平成32年度4月以前の移転及び民間移管について、3園から対応できないとの回答がありましたが、主にどのような理由がありましたか。

【村上公営保育所課長】

年度途中の移管になるため職員の配置が非常に難しいといった回答が多くございました。

【安保部会長】

他にいかがでしょうか。

【安井委員】

今、対応できない理由として年度途中という話がありました。逆に、対応できるとお答えいただいた2つの園には人事的な面で問題はないのでしょうか。

【村上公営保育所課長】

当初お答えをいただいた時点では、物理的に建物が建っているという状況と、移管年度が31年度であるという点で来年度にどうしてもしなければならないとしたらという条件を設定された場合、保育士を確保していくことで可能とのことでした。ただ、やはり正直なところでは年度途中の人事異動は厳しい面があると伺っております。

【鎌田委員】

意向調査は何通出されたのですか。回答はこれしかなかったのですか。

【村上公営保育所課長】

従来から民間移管の意向調査においては、市内の民間保育園、認定こども園、私立幼稚園を対象として、全園に送っております。数としては300を超える数になります。

【鎌田委員】

移管について関心がないという形に取られても仕方ないと思います。

【村上公営保育所課長】

これまでも意向調査をして、回答をいただいてまいりましたが、回答としては同じくらいの回答をいただいております。実際に手を挙げていただける法人も非常に少ない状況です。

【安保部会長】

この意向調査は、実際に検討したい、前向きに考えたいといった園だけが回答する調査なので、回答を頂いたところの中で検討していただくことになります。単に興味があるというだけではなく、実際に取り組んでいこうかと思われるところだけになります。今までもそう多く手を挙げられているわけではありません。

【鎌田委員】

私は最近この選定部会に入ったので、過去の状況については分かりませんが、これだけの回答数だと、民間移管についてある程度説明などがあって納得されたのだろうかとか解釈します。それは全然違うという方もおられると思います。

【安保部会長】

この意向調査は民間移管に関して賛同するかを聞くような趣旨のものではありません。実際に自分の園が移管先候補者として名乗りを上げるかどうかというものであり、民間移管に手を挙げて取り組む気があるかを調査するものです。

崇仁保育所の場合は、建物も建築する必要があるということになり、民間園が手を挙げるに当たって、今までよりもさらに条件が加算されている状況ですので、法人にとっては難しい判断だろうと思われます。6園のうち、1園が検討、その他が関心があるということでしたので、全くない可能性もありましたが、今回は意向があったと受け止めています。

【土江田委員】

300園とのことでしたが、それらのほとんどが単一園です。複数園を持つことは、社会福祉法人として非常にハードルの高いことです。資金も必要ですし、保護者の理解も必要です。さらに、この人手不足の中でかなりの人を雇用しなければなりません。そうすると、余裕があり、経営に関して非常に積極的な園ということになりますので、数が多くなるとは思えません。保育園自体の需要が高まっているといいながらも、複数園を持つことには非常に重いものがあると思います。実際に手を挙げて関心を示すのは今までも一桁でしたし、本当に意向のあるところだけであったと記憶しています。

【鎌田委員】

私も学校を経営したことがあります。新たにすることはとても大変なことです。

【安保部会長】

他に御質問はございませんか。続いて、「平成29年度崇仁保育所移管先法人募集要項（案）」の検討に移りたいと思います。

まず、事務局から保護者説明会の概要を含めた説明をお願いします。

【村上公営保育所課長】

それでは、資料2、資料3、資料4について説明させていただきます。

まず、資料2を御覧ください。前回の選定部会後、計5回の保護者説明会を開催しました。開催した説明会の説明は全て同じ内容のものとなっています。保護者説明会は、保護者が参加しやすいよう午後4時30分から午後5時30分までと午後6時から午後7時までの2部構成で行いました。12月27日は、午後6時からの開催に参加者がおられなかったため、開催いたしませんでした。また、1月31日の保護者説明会は、崇仁保育所育成会からの要望を受け説明会を開催いたしました。

保護者説明会における質疑・回答の概要ですが、保育内容等の引継ぎ、移転及び民間移管の時期、市職員の派遣、審査項目等について御意見・御質問がありました。事

事務局において、記載のとおり回答しております。

「保育内容等の引継ぎ」においては、前回の選定部会で、岡委員からも御意見を頂いておりました「障害児の受入れ」についての質問がございました。また、保育内容についても変わらないか心配の声もありました。

2 ページを御覧ください。「移転及び民間移管の時期」について、移転の前倒しに対する賛成の意見はございませんでした。市職員の派遣につきましては、保護者の意見を資料3にも記載しておりますので、後程、御報告いたします。「審査項目等」においては、整備計画が追加されたことにより、運営実績に係る配点の割合が低くなったので、整備より高い比重になるよう審査して欲しいという御意見もありました。

その他の御意見として、「移転先の敷地面積が現状より小さくなる。更に定員を増やすことにより小さくなるのではないか。」「現在のスケジュールでは慎重な議論ができないので、保護者は納得できない。」というものがありました。その他、「第12回選定部会において紹介された保護者の意見について、民営になるのは仕方がないという趣旨のものがあったが、保護者は民間移管に納得したわけではないので、選定委員に誤解を与える意見となっているので、訂正して欲しい。」という御意見がありました。

事務局において確認したところ、この発言をされた方については、「民間移管について仕方がない」ではなく「移転は仕方がない」と発言されていまして、訂正をさせていただきます。また、保護者アンケートにおいて、「民営化については仕方がないが、全国的に良い事例として取り上げてもらえるようになれば良い。」という内容の回答もありましたので、併せて御報告させていただきます。

続いて、資料3を御覧ください。崇仁保育所の民間移管に係る職員派遣に関する意見の概要について御報告させていただきます。

まず、前回の選定部会におきまして、川北委員からは、「担任が市の職員と法人の職員に分かれることで保育の引継ぎがうまくいくか心配」といった御意見や、「現場で働いている先生方に市と法人の先生との間でどのような形での連携が考えられるか意見を伺ったうえで担任の割振りを考えるなど、より良い形で進めるべき」といった御意見をいただきました。

また、土江田委員からは、「市と法人とがはっきりクラスごとに分かれているのは、組織面ではあまり望ましくない」といった御意見をいただいております。

次に、保護者の主な意見として、資料2の保護者説明会の概要に記載がありましたが、「保育士の意見も聞いて欲しい。」「移管後、民間の運営方針が変わってしまうのか。」「市の保育士と法人の保育士のコミュニケーションが上手く取れるのか。」「子どもにとって、新しい先生は、市の職員であっても法人の職員であっても一緒である。例えば、知っている市の職員が1名、知らない法人の職員が1名で一緒に担任をしていくというなら意味があると思う。知らない市の職員が来ても意味がないと思う。」「崇仁保育所にいる保育士を派遣して欲しい。」といった御意見をいただきました。

また、市営保育所で働く保育士の意見としては、「民間園なので基本的には民間主体に保育を進められるようにしていくべきである。」、「人事異動があった場合、担任が変わることになる。同じ担任が持ち上がらないと意味がない。」、「この方法では保育が引き継がれないままに、法人職員と市職員がお互いに働きにくい状況になり、子どもにとって良くない。」、「法人と一緒に保育をすれば、引継ぎに5年も必要としない。長い期間をかけるのではなく、短い期間でしっかりと引継ぎに取り組むべきである。」、「市と法人の保育士がクラス担任として一緒に保育をした方が市の保育を伝えやすい。」、「法人の指揮命令下に入ると、園長の指示に従わなければいけない。そうすると自分たちの保育ができない。市の保育を引き継ぐのであれば、引き継ぐよう募集要項等に明記すべきである。」、「法人の保育士の管理監督や指導等を含めて、法人に主任保育士が必要であり、今後の運営のためにも保育全体を見ていただきたい。」、「歳児によって市と法人が分断されていると、市と法人の連携・協力体制が構築できない。」、「法人の保育士と一緒に保育をすることで保育を伝えることができ、引継ぎを頑張ることができる。」といった意見がありました。

以上の意見を踏まえ、市職員の派遣について、改めて御審議いただきたいと思います。

最後に、資料4について御説明します。前回の選定部会における委員の皆様の御意見を踏まえ、審査項目や審査基準、申請書類様式を修正しております。23ページを御覧ください。まず、整備計画の審査項目として、「整備方針」を追加しております。この整備方針に基づき、各整備内容項目を審査していただきます。また、「整備内容の」6つ目の項目として、「地域の生活文化、歴史性を踏まえた整備内容」を追加しております。「財務状況及び資金計画」の審査項目におきましては、現況の財務状況と今後の計画を別々に評価することは困難であるとの御指摘を踏まえ、項目を「資金計画」に統一しております。係数「2」の2項目を統一しましたので、係数を「4」に設定しております。

書面の変更にに基づき、審査書類様式を変更しております。「整備方針」については111ページ、「地域の生活文化、歴史性を踏まえた整備内容」の審査項目につきましては、117ページ、「資金計画」は120ページに記載しております。

説明は以上でございます。審査項目の係数も含めて、御審議のほどよろしく願いいたします。

【安保部会長】

前回川北委員から、市の職員を派遣してクラスを市と法人で分けることについてどうなのかという御質問をいただいています。同様の意見を崇仁保育所保護者の方々と市営保育所の方々からもいただいております。いただいた御意見に対して何か御意見ございますか。

【川北委員】

今回の資料を見ていましても、現場の保育士の不安は大きいと思います。市の職員と法人がどのようにコミュニケーションを取っていけるかというところが引継ぎに当たっては大事な点だと思います。年齢によって別々に担任を持つということはありません。各クラスに市と法人の保育士が入る形で、きちんと連携を取って、これまでの保育の引継ぎを円滑に行っていくべきだろうと思います。京都市ではガイドラインを作って保育しているので、どの保育所も同じような形で進めているとは思いますが、崇仁保育所の保育を引き継ぐという意味で、できることなら今まで崇仁保育所の保育に携わってこられた保育士が引継ぎに入って、法人の保育士と保育をする形が最も望ましいと思います。

【安保部会長】

クラスに派遣される職員について、また、同じクラスで保育をすることについて御意見をいただきました。前回の選定部会で、市の保育士には異動があるとの説明をしていただきましたが、派遣の在任期間と関わることなので、その話は一度置いておいて、クラスの運営を市と法人で分けることについてもう少し御意見をいただきたいと思っています。

土江田委員には、前回組織の観点から御意見をいただきましたが、今回、御意見を受けてどのようにお考えですか。

【土江田委員】

園全体として混在チームになるわけですが、その際のコミュニケーションの取り方について、法人職員と市職員が現場を同じように経験していることでもってより円滑なコミュニケーションができると 생각합니다。クラスごとに市と法人が分かれる場合、互いのクラスのことは分からないということになりかねないと思います。私は各クラスに法人と市の職員がそれぞれ配置される職員体制が必要だと思います。

【安保部会長】

引継ぎについて、法人の職員と派遣された市の職員が一緒のクラスに入った方がよいのではないかと川北委員と土江田委員から御意見をいただきました。保護者の立場として、安井委員はいかがですか。

【安井委員】

保護者としては、保育士の先生同士のコミュニケーションがスムーズに取れていないと、子どもたちはそういったことを敏感に感じ取ってしまうのではないかと思います。そうならないように引継ぎを行っていただきたいと思っています。

【安保部会長】

3人の委員の方々から、引継ぎについてクラスに法人の職員と市の職員がいた方が

良いという御意見をいただきましたが、他に御意見はありませんか。そうしましたら、引継ぎについては、市の職員と法人の職員がクラス担任を一緒にするという形を部会の意見として確認いたしました。

【安保部会長】

先ほど川北委員の御意見の中で、崇仁保育所の保育士が引続きに残った方が良いという御意見がありましたが、そうすると派遣期間に関わってきます。派遣期間については5年が上限と伺いましたが、職員の異動等はどうなるのでしょうか。

【村上公営保育所課長】

本市として5年間職員を派遣して対応すると説明させていただいておりました。異動等がありますので、必ずしも同じ保育士が5年間残るとは言えません。

【安保部会長】

それを踏まえて御意見いかがでしょうか。派遣期間や保育士の異動に関わることでと思いますので、それも含めて御意見ございませんか。

【土江田委員】

特別理論があるわけではありませんが、5年は長いと思います。もう少し短縮できるように考えていただき、専門の方の御意見を伺った方が良いと思います。実際、組織を引き継ぐ際に5年が必要なのかと考えると、5年は長いと思います。より良い仕組みを考えて3年でできるように検討したほうが、より効率的に進めることができると思います。

【菱田委員】

保育士の異動時期について考え方はないのですか。例えば市職員などの行政職では、基本的に3年で異動されます。小中学校の先生は6年程度で移動されます。保育士にはそのような考え方はないのですか。

【村上公営保育所課長】

基本的に保育士は3年から異動対象となりますが、役職等で若干の時期は変わってきます。中には5年から6年の場合もあります。職場の状況を勘案して考えますので、確実に何年で移動というものはありません。

【鎌田委員】

市の職員には異動がありますが、民間の職員に異動はほとんどないと思います。各民間園でもいろいろな組合や組織を作って連携していると思いますし、ある程度職員が切磋琢磨していかないと子どもが集まらないと思います。今まで慣れた崇仁保育所

で慣れた職員でやってこられたので、そこが変わったら子どもが心配だということだと思いますが、市の職員が法人の中に入って保育されるのであれば心配することはないのではと思います。障害児を断る法人があったということですが、このような時代で法的にも許されないことであり、今後そういうことはありえないと思います。そういった点は各保育園でも十分に考えられると思います。

【安保部会長】

異動と併せて、先ほど市と法人の職員と一緒に保育をするという意見になりましたが、引継ぎ期間について検討したいと思います。川北委員はどのくらいの期間が適切であると考えますか。

【川北委員】

3年で十分だろうと思います。前回5年の案が出た時に、思い切った年数だとは思いました。ただ、市が5年の案を出された背景には、保護者が安心感を持てるという点があると思います。ただし、実際に保育をすることを考えた場合、5年間法人と市の保育士と一緒に保育していくのは先が見えにくく、長いと感じました。

一番大事なのは、子どもたちが今日も保育園が楽しかったと帰宅できることだと思いますし、その姿を見て保護者も安心することができると思います。その根底には良い保育があると思います。良い保育をしていくためを考えると、引継ぎを円滑に行うことが必要になります。従来の引継ぎ方法においても、大きなトラブルは起こっていないだろうと思いますが、いかがでしょうか。

【村上公営保育所課長】

市の保育士が今までの保育を伝えようと思うと、引継ぎに時間がかかってくる部分もありますが、その場合でも、移管後に現場で引き継ぐに当たっては、現在の1年間でも十分な期間であると聞いております。

【川北委員】

これまで移管後1年間の引継ぎで十分に実施できていたのであれば、今回は移転を考慮して3年間としても良いのではと思います。

【安保部会長】

ありがとうございます。川北委員の御意見としては3年ということでした。きちんと目標を定めたうえで、3年であれば充実した期間ではないかとのことでした。安井委員はいかがでしょう。

【安井委員】

具体的な年数までは分かりませんが、民間移管に併せて移転が伴うことから、大き

な動きが2つ重なっているため、保護者として新しいことへの不安があります。平成32年度の保育体制が一番心配です。できることなら1年間、今まで保育をしてきていた崇仁保育所の保育士さんに残ってもらうことで、新しい場所にも慣れることができるだろうと思います。さらに、その後は法人と市にかかわらず担任の先生に持ち上がっていただくことでより安心することができるだろうと思います。移管年次の1年間引継ぎをきちんと実施し、子どもたちが満足して帰ってくる様子を見て保護者は安心することができると思いますので、引継ぎが十分に実施できる形であれば良いと思います。

【安保部会長】

安井委員としては、崇仁保育所の保育士が残っているということが大事なのではないかという御意見でした。土江田委員はいかがですか。

【土江田委員】

安井委員がおっしゃっていましたが、市の職員が残るというだけでなく、今までの崇仁保育所を見てこられた保育士が残ることが保護者の望むことだと思います。ただし、通常の人事のサイクルから考えると、数年内には異動があると考えられます。5年間ずっと残られる場合、移管前の時点で崇仁保育所での在籍期間が比較的短い職員ということになるので、移管前2年程度いた職員が、移管後2～3年残るというのが理想的な配置だと思います。そう考えると、川北委員もおっしゃったように3年がひとつの区切りになると思います。3年を目途に考え、その中で引継ぎが円滑に進むような仕組みを考えるべきだと思います。

【安保部会長】

派遣期間について市から5年という案をいただきましたが、5年から3年に改める形で検討したいと思います。ただし、委員の御意見の中に、崇仁保育所の保育士が移管後も残るとの意見がありました。そのことを加味してどのような配置バランスが良いかを再度市で検討していただくということによろしいですか。

【菱田委員】

肝心の崇仁保育所の先生がたは納得してくださるでしょうか。今までみてきた子どもたちをみるわけですが、民間保育園に派遣されることについて了承していただけるのでしょうか。

【鎌田委員】

市の職員として派遣されるのですか。市の職員としての給与体系ですか。

【村上公営保育所課長】

勤務条件としては、現在の勤務条件を維持した形で、法人の園で勤務していただくこととなります。保育士の派遣は初めての取組であるため、現場において不安はあります。平成32年度の派遣に向けて、詳細を詰めていく必要がある部分もございますので、保育士に丁寧に説明し、問題なく勤務できるよう一緒に頑張っていきたいと考えております。

【安保部会長】

市から派遣される職員の協力と熱意が必要な点でありますので、市の方で十分に保育士の方と意見交換をしていただきたいと思います。

「移管後の運営に係る基本事項」の「2 職員について」の保育士の要件について、市の保育士が5年間保育するということもあり、削除する方向で検討されたと思いますが、その点について川北委員はいかがですか。

【川北委員】

これまでの議論の中で、引継ぎ期間を5年から3年に改め、最も大事な年度は平成32年度であるといった話も出ておりました。前回、基本事項の保育士の要件は削除されましたが、やはり保育士の要件は必要ではないかと思いますが、どのような形にするかについては、もう少し議論が必要だと思います。

【安保部会長】

要件を削除するということでしたが、要件を設ける形で再検討すべきとの御意見でした。元の要件に戻すのか、別の要件を設けるのかについては、具体的に市の方で検討していただき、案を出していただいた方が良いかと思いますが、よろしいですか。

【村上公営保育所課長】

引継ぎ方法について、市と法人の職員と一緒に保育する点も合わせて、改めて検討したいと思います。

【安保部会長】

円滑に引継ぎが行われるような保育士の要件について再検討していただきます。

前回、川北委員から主任保育士について御意見があったと思います。主任保育士の役割についての説明を含めて、御意見を伺いたいと思います。

【川北委員】

市の職員の副園長と同等に保育について話ができる役職者として、法人の主任保育士が必要だと思います。こういう保育がしたいということで個々の保育士が引継ぎをしたいと思います。新しい場所でどのような保育を一緒にしていくのか、役職者同士で計画を立てていく必要があると思います。さらに、法人から来られた保育士が困っ

た時や不安なことがある時、常に相談できる役割としても法人の主任保育士は必要だと思います。

【安保部会長】

引継ぎを充実させるための保育士同士の連携について御意見をいただきました。組織の中でどのように法人と市の保育士が上手く勤務できるようにするかという点についても、川北委員の御意見を聞いて、法人の主任保育士を配置する方が上手くいくだろうと思われました。そのことについても御検討いただきたいと思います。

【村上公営保育所課長】

今の御意見にありましたとおり、主任保育士とその位置づけについては全体的な要件の中でも検討事項の一つになると思いますので、本市でも検討させていただきます。

【安保部会長】

市と法人の保育士が同じクラスで保育をすることについて、要件を含めて再検討することとしました。

次に、要項（案）23ページ「書面審査の項目及び基準」の「整備計画」のうち、整備方針と整備内容の項目の係数と、「財政状況及び資金計画」の審査基準のところを変えたと御説明がありましたが、整備内容の部分の変更について、高田委員はどうお考えですか。

【高田委員】

項目としては良いと思います。ただし、各項目のウェイトはどうするのでしょうか。整備方針がきちんと書かれていれば整備方針のウェイトは高くしても良いと思います。

【安保部会長】

ウェイトを高くするという事は、係数を上げて良いということかと思います。全体の配点についての検討も必要なので、保育士の要件とともに検討するという事で良いでしょうか。

【村上公営保育所課長】

係数については、同じ形で設定させていただいております。先ほど御説明させていただきましたが、資金計画の項目において2項目を1項目にまとめた点を踏まえて、係数を設定しています。

他に、特に重要なところについて御意見いただければ、御意見を踏まえて本市で改めて検討させていただきたいと思います。

【安保部会長】

資金計画の部分の係数について、土江田委員はいかがですか。

【土江田委員】

資金が実現できなければ、何もできないので、大きな問題だと思います。当然ながら申請される法人は資金面について十分に考えていると期待するところです。今回47の項目では、2項目をまとめたため、できれば満点8でお願いしたいと思いました。

ただし、高田委員の御意見にあったように、資金計画についてはできていて当然であり、皆さんに御了承いただけるのであれば、係数を2に引き下げて、整備方針の係数を4にしても良いのではないかと思います。

【村上公営保育所課長】

47の項目について、全体的に高い係数になっていますが、これは基本的に必要な部分というところで、この係数に設定しております。

【土江田委員】

資金については、申請者は当然のことながら考えられているであろうとするならば、一応チェックはするものの、満点4とし、皆さんがより重要と考えられる整備方針のウェイトを高くするとしても構わないかもしれないと感じました。

【安保部会長】

運営実績と事業計画、整備計画の配点のバランスもあり、保護者の方から御意見をいただいていた部分でもありますので、3つの配点がこれで良いかに加えて、整備計画の係数についても再度検討するという事で良いですか。運営実績と事業計画、整備計画の配点のバランスについては、保育の内容をしっかりと確認する必要があること、今までの審査経験を踏まえての設定してきたことも考慮する必要があると思います。運営実績、事業計画及び整備計画の配点バランスと整備計画内の係数のバランスを再度検討するという事で、委員の方でも検討しつつ、事務局でも御検討いただくようお願いいたします。

【村上公営保育所課長】

分かりました。

【安保部会長】

整備計画の係数について議論しました。他に募集要項案に関する審議について御意見はございませんか。そうしましたら、本日の議題は以上です。

ここで、私から説明させていただくことがあります。平成30年2月20日に第14回市営保育所移管先選定部会を開催し、そこで保護者の方々との意見交換の実施を

予定しておりますが、保護者の方から延期を求める要請書をいただいていると伺っております。

要請書の内容としては、まず、保護者説明会に関して重大な問題が起きていること、次に、京都市による不適切なアンケートが実施されていること、3番目に、タイトなスケジュールのため、全保護者へのアンケートの実施及びその集約が間に合わないということ、という3つの点から延期を求める内容で、要請書をいただいております。

理由とされる3点に対して、事務局のお考えを御説明いただけますか。

【村上公営保育所課長】

部会長から御紹介がございましたとおり、崇仁保育所育成会から文書をいただいております。3点について御説明させていただきたいと思います。

まず1点目に、保護者説明会に関して重大な問題が起きていることという報告がございました。育成会の方がおっしゃっている内容としては、1月10日の保護者説明会について、午後4時30分からと午後6時からの2回に分けて保護者説明会を開催いたしました。午後4時30分からの説明会終了後、午後6時前に、保護者の方が会場に来られ、伝えたいことがあるから話を聞いてほしいとの申し出があったため対応しました。内容としては個人的なことでもありましたので、説明会とは別の内容として伺ったと理解しております。その方は午後6時10分頃にお帰りになりました。

第2部の保護者説明会は、午後6時20分に参加を希望する保護者の方が1名来場されたため説明会を開催し、御意見をいただきました。

本市からは説明会の摘録をお配りさせていただいておりますが、摘録については午後6時20分から来られた方に対しての説明と御意見を記載し、配布させていただきました。そのことに対して、午後6時前に御意見を聞いた1名の保護者との対応について、摘録に記載がないことが重大な問題であるというのが育成会の主張です。

次に、2点目の不適切な本市実施のアンケートについてです。今回保護者の方にアンケートを配っており、その回答期限が1月29日でした。その一方、保護者説明会は、31日まで開催しており、説明会も聞かないままアンケートを締め切るのはなぜかという内容でした。

本市の見解といたしましては、お配りしたものはアンケートではなく意見票であり、12月27日の説明会で説明させていただいた内容は12月26日の選定部会における提案及び募集要項案についての内容です。その内容は大変盛りだくさんな内容となっており、説明会に来られない方もおられるので、資料を御覧いただいたうえで、より多くの意見を伺うためにお配りしたものです。

また、意見票の配布に当たっては、保護者説明会で意見票をお配りさせていただくということを説明させていただいており、資料だけでも十分に御理解していただけるよう資料を作成しておりますので、説明会を聞かなくても、疑問に思ったことなど、お答えいただくことは可能だと考えております。

次に、3点目のタイトなスケジュールのため全保護者へのアンケート実施、またそ

の集約が間に合わないということで御意見をいただいております。新たな民間移管方式については、これまで開催してきた保護者説明会や選定部会において説明させていただいております。本市といたしましても、提案内容については12月26日の選定部会で御説明しており、12月27日の保護者説明会でも御説明させていただいております。

当初1月16日に意見交換を予定していましたが、育成会からの御要望を受け、12月26日に開催した選定部会終了後、選定部会委員と日程調整を行い、1月29日に変更しました。その後、保護者とお話する中で選定部会の会場が遠いとの御要望を受けたため、再度選定部会委員が出席可能な2月6日に開催できないか育成会と調整してまいりました。

これに対し、育成会から2月16日の総会で取りまとめるので、16日以降に開催して欲しいとの御要望を受けたため、2月20日に開催することを決定し、日程を公表したものです。

この日程の公表に際しては、育成会の窓口に事前に1月18日に連絡するとともに、1月22日に文書で育成会会長及び保護者の皆様にお知らせしております。

以上のような状況で、本市としましては、12月26日の前回選定部会での提案から十分な期間を設けており、意見集約するに当たって、短いスケジュールではないと考えております。このため、事務局としては、日程については変更せず、2月20日に第14回選定部会を開催したいと考えております。説明は以上です。

【安保部会長】

事務局から御説明いただきました。本日の資料2、資料3でも保護者の方々の御意見が記載されており、非常に参考になる御意見だと考えております。今でも、選定委員と保護者の方々との意見交換については、保護者の方々に大変御負担をおかけしていると十分承知しておりますが、保護者の方々と是非意見交換をして率直な御意見をいただきたいと思っておりますので、2月20日に意見交換をさせていただき、文書等の作成に時間がかかるということであれば、その場で率直に語っていただく形で結構ですので、実施したいと思っております。

次回は2月20日に実施したいと思っておりますが、委員の皆様はよろしいですか。

それでは、次回は2月20日に保護者の方々に来ていただいて、意見交換会を開催したいと思っております。

他に御意見がないようでしたら、本日の部会はこれを持ちまして終了したいと思いますがいかがでしょうか。

【岡委員】

1月10日の説明会の開始予定の前に障害児の保護者の方がいらして、個別にお話をされたということでしたが、本来は午後6時からの説明会で質問すべきことだと認識しているものの、都合のため時間前に質問したという認識でいらっしゃるのであれ

ば、正式な説明会の中の発言にすべきだと思われます。あるいは、障害のあるお子さんについての個別の相談であり、全体の説明会の発言が憚られ、個別に意見を聞いて欲しいというお気持ちで質問したと認識でいらっしゃるのであれば、取扱いが変わると思いますが、どちらでしょうか。

【村上公営保育所課長】

今回、我々と保護者の方の認識が一致していない状況です。このことについては、改めて御意見をいただいた保護者の意向を踏まえ、公表して欲しいということであれば、後日内容を皆様に配布させていただきたいと思います。本人の意向を十分に確認させていただきたいと思います。

【安保部会長】

確認していただいたうえで、摘録として掲載して欲しいという御意向であれば、摘録に掲載していただき、委員にも配布していただく形で対応してください。岡委員はそれでよろしいですか。

【岡委員】

はい。

【安保部会長】

他にないようでしたら、本日の部会はこれを持ちまして終了いたします。それでは、事務局に進行をお返しします。

【中澤保育内容向上課長】

本日は長時間にわたり御審議いただき、誠にありがとうございました。

以上で、平成29年度第13回市営保育所移管先選定部会を終了させていただきます。委員の皆様には、この後事務連絡がございますので、しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

傍聴の皆様におかれましては、お忘れ物のないよう御退出ください。

ありがとうございました。